

諮問庁：秋田県教育委員会

諮問日：平成24年1月11日（諮問第100号）

答申日：平成24年6月27日（答申第62号）

事件名：秋田県総合教育センター名誉所長の学校訪問に係る講演原稿及び関係資料に関する文書の不existenceによる非公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「平成23年7月1日、7月22日、8月22日、8月23日、10月6日に行われた秋田県総合教育センター名誉所長の学校訪問に係る講演原稿及び関係資料」（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成23年11月16日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書について公開請求を行った。

- ① 教育機関の管理及び運営に関する規則第48条に基づく総合教育センターの管理及び運営に関し必要な事項の定め
- ② 秋田県総合教育センター名誉所長の資格及び称号授与に関する規程等
- ③ 平成22年度における秋田県総合教育センター名誉所長の勤務時間総数と報酬総額が記載された文書

- ④ 秋田県総合教育センター名誉所長の市町村立学校等への派遣に関する要綱等
- ⑤ 平成23年7月1日、7月22日、8月22日、8月23日、10月6日に行われた秋田県総合教育センター名誉所長の学校訪問に係る旅費関係書類及び公用車運行記録
- ⑥ 上記学校訪問時の講演原稿及び関係資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年11月21日、条例第10条第1項の規定に基づき上記②について行政文書公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。また、同月30日、同項の規定に基づき上記⑤のうち公用車運行記録について行政文書公開決定処分を行い、それ以外のものについて不存在による行政文書非公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年12月19日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、上記⑥について行われた不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、概ね次のとおりである。

- (1) 総合教育センター名誉所長（以下「名誉所長」という。）は、県教育委員会が策定した「秋田県総合教育センター名誉所長設置要綱」に基づき設置された職であり、県教育長から委嘱されている。委嘱事務の内容は、①研修講座の講師、②総合教育センターの調査研究、管理運営等に係る助言等、③その他総合教育センター所長が必要と認めたもの、となっているが、小中学校における校内研修会等での講演についても、総合教育センター所長（以下「所長」という。）が学校からの申請を受けて、所長の権限で小中学校への指導事務を委嘱したものと考えられる。その際には、公用車を使用して所長が派遣を行っているため、報酬の有無にかかわらず、名誉所長は公的な立場で活動していると考えざるを得ない。民間の団体であっても無報酬の非常勤役員は存在するし、無償を理由に説明責任から逃れられないのと同じことである。

条例は、「県政を信託した県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務を十分に果たす」ために制定されている。貴委員会の論理が通るのであれば、行政機関は、都合の悪い情報を自ら設置した無償ボランティア職が保有しているという理由でいくらかでも非公開にできる。これでは県民の知る権利は形骸化してしまう。

- (2) 名誉所長による講演及びそのための原稿や関連資料の作成は一体として総合教育センターが行う行政事務であり、それに関連した文書は行政文書というべきである。

私たちが情報公開制度を利用して入手した文書によれば、名誉所長は、全国学力学習状況調査の市町村別・学校別の結果情報や、高校入試の学力

検査結果のデータ等、非公開とされている情報を保有していることが推認される。名誉所長は、県教育長に在職していたことがあるが、文部科学省の全国学力・学習調査は、名誉所長が教育長を辞任した後に行われた事業であるため、教育長在職当時取得したことは考えられない。そうであれば、名誉所長が講演で使用した資料は、教育長から委嘱された権限に基づいて取得したものと考えざるを得ず、ボランティアとして自主的・主体的に活動しているものだとすれば、なぜ非公開情報を保有しているのか説明がつかない。

名誉所長の講演原稿は、非公開のものも含めて県教育委員会が保有している大量の行政情報に基づいて組織的に作成されたものというべきであり、名誉所長が個人として作成することは事実上不可能である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について不存在による非公開決定を行った理由を次のように説明している。

- (1) 名誉所長の設置は、「秋田県総合教育センター名誉所長設置要綱」により規定されており、その目的は、本県教育に多大の功績があった教員経験者を委嘱し、その有する幅広い知識、経験を活用し、総合教育センター事業のなお一層の充実を図ることとされている。委嘱事務の内容は、①総合教育センターの研修講座の講師、②総合教育センターの調査研究、管理運営等に係る助言等、③総合教育センター所長が必要と認めたもの、となっているが、本件で取り上げられている講演活動は、所長が総合教育センター事業のなお一層の充実を図る目的で必要と認めたものではなく、委嘱事務の内容には含まれない。

名誉所長は、元教育長としての豊富な経験や高い見識から、秋田県の教

育界の充実発展のため、地域貢献したいという自らの希望から、無償ボランティアとして自主的・主体的に活動しているもので、この講演活動に、所長の指示や命令が及ぶものではない。そのため、講演内容や原稿作成に総合教育センターでは関与しておらず、講演原稿等は名誉所長個人が作成したものである。また、講演ではプロジェクターで掲示しながら口頭で発表し、配付資料もないと聞いている。このプロジェクターで掲示したデータは名誉所長が作成したものであり、所長も内容を把握していないし、総合教育センター職員が組織的に用いるものでないため、総合教育センターでは現に取得も保有もしていない。

以上の理由から、不存在による非公開決定を行ったものである。

- (2) 講演の際には、名誉所長がパワーポイントでプレゼン資料を作成し、USBメモリを持って行ってその場でプロジェクターに映して発表したと聞いているし、そのデータも総合教育センターでは保有していない。総合教育センターでの研修講座も含めて、紙媒体の資料は配布しない方針で行っている。講演原稿等の内容に関しては、総合教育センターでは関与したことはないし、講演のために資料を提供するよう依頼されたこともない。

実際の講演依頼は、主催者が名誉所長と直接連絡を取って日程を決めてから依頼文書が提出される場合もあるし、そうでない場合は、総合教育センターが取次窓口になって名誉所長と日程調整をしてもらい、決まった場合に依頼文書が提出される場合もあるが、依頼文書が提出されず、総合教育センターで把握していない講演もある。

名誉所長に対して外部から講演依頼があったときに、総合教育センターから講演を引き受けてほしいというような協力要請をしたことは一切ない。講演依頼は、名誉所長という役職ではなく、教育長などを歴任した職歴等から、名誉所長個人に対してなされるものであり、総合教育センターから講演依頼の受託や諾否を申し出ることはないため、委嘱事務の「所長

が必要と認めたもの」には該当しないと解釈している。また、名誉所長という肩書ではあるが、総合教育センターとして講演内容に口を挟んでいるわけでもなく、所長が必要と認めて講演を行っているわけではない。

なお、平成23年度は全部で25回の講演等があったが、そのうち総合教育センターが主催し、委嘱事務の「研修講座の講師」として行ったものが9件である。残りの16件は委嘱事務に該当しない外部の講演となっており、そのうち依頼文書があったものが8件、依頼文書がなかったものが8件である。

名誉所長の講演の際には、公用車の使用予定がなく、業務に支障がないのであれば配慮すべきだということから、すべてではないが公用車の使用を認めていたが、その判断は誤っていたと思う。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成24年 1月13日 諮問の受付
- (2) 同 年 2月17日 実施機関から非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 3月28日 審議
- (4) 同 年 5月 9日 実施機関が意見陳述
- (5) 同 年 6月21日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関に所属する名誉所長が、学校訪問の際に行った講演の原稿及び関係資料であり、実施機関はこれらの行政文書を保有していないとして非公開としている。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関は、名誉所長に対する外部からの講演依頼は、名誉所長個人に対してなされるものであり、依頼の諾否は総合教育センターで判断するものではないため、委嘱事務の「所長が必要と認めたもの」には該当しないと解釈している旨主張する。加えて、講演活動は名誉所長が無償ボランティアとして自主的・主体的に行っているという認識であり、その講演活動に所長の指示や命令が及ぶものではない旨主張する。

また、講演の際には、パワーポイントで作成した資料をプロジェクターで掲示しながら口頭で発表しており、配付資料もない。さらに、講演原稿等は名誉所長が個人として作成したものであり、総合教育センターでは原稿の作成に関与しておらず、内容も把握していないし、総合教育センター職員が組織的に用いるものでないため、本件対象文書については、現に取得も保有もしていない旨主張する。

しかしながら、関係書類を精査したほか、実施機関の意見陳述等の結果によれば、①名誉所長の講演について、外部機関からの講演依頼が所長あてに公文書でなされ、総合教育センターとしても公文書として収受していること、②講演依頼者と名誉所長との間で日程調整をする際に、総合教育センターが窓口となることがあること、③非常勤職員ではないとしても、講演に際して、名誉所長の肩書を用いていること、④講演目的で公用車を使用したことがあること、などの事実が認められることから、名誉所長の講演は、総合教育センターとは全く関連のないボランティア活動であるとの実施機関の認識には疑義がある。

他方、実施機関が、そのような認識を前提として講演原稿等は名誉所長個人のものであって行政文書ではないという判断をし、かつ、名誉所長の講演の形態が紙媒体を配布せずにプロジェクターの映像のみによってなされていたことなどを勘案すれば、名誉所長の講演原稿等を現に取得、保有していないとする実施機関の主張が不合理であるとまでは認められない。

以上のことから、実施機関は本件対象文書を保有していないと判断されるので、実施機関が行った本件処分は妥当である。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士